

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

8. 警察による知的財産取り締まり

(1) 適用法

知的財産法における警察の取り締まりは、特に保護された知的財産権への模倣行為に対し、侵害を阻止する上で重要な役目を果たしている。

警察は、「刑事訴訟法第 5271 号」および警察権および職務法 (Police Powers and Duties Law) 法令第 2559 号に規定された搜索および/または差押え令状の執行などの規定の範囲内で、侵害行為を阻止または防止する上で有効な働きをする。

a. 刑事訴訟法に規定された「搜索令状」

トルコ法では、刑事訴訟は刑事訴訟法第 5271 号によって規制されている。刑事訴訟の目的は、申し立てられた犯罪に関する重要な真実を追求することである。しかし、近代的な刑事訴訟規則は訴訟当事者間の利益を評価し、憲法上の原則に従い、当事者が重要な真実を見出すために必要な手段を確保し、虚偽の申立てを最小限にするようにしている。

トルコ憲法による規定は以下のとおりである。

私生活のプライバシー 第 20 条

誰もが自らの私生活および家庭生活の尊重を要求する権利を有する。私生活または家族生活のプライバシーが侵害されてはならない。

国家安全保障、公共秩序、防犯、公衆衛生および公衆道徳の保全、または他者の権利および自由の保護に関連する 1 つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正当に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる者も、またはいかなる私文書もしくは個人の所有物も、搜索または差押えを受けることがないものとする。管轄当局による決定は、司法管轄権を有する裁判官の承認を得るため、24 時間以内に提出しなければならない。裁判官は、差押えから 48 時間以内に決定を通知しなければならない。その間に通知がなければ、差押えは自動的に解除される。

居住地の不可侵権 第21条

個人の居住地は侵害してはならない。国家安全保障、公共秩序、防犯、公衆衛生および公衆道徳の保全、または他者の権利および自由の保護に関連する1つまたは複数の根拠に基づき裁判官により正式に下された決定がない限り、または、遅延によって不利益が生じる場合において、前述の根拠に基づき法律によって認められた機関による書面による命令がない限り、いかなる居住地にも捜索または差押えのために立ち入ることはできないものとする。管轄当局による決定は、司法管轄権を有する裁判官の承認を得るため、24時間以内に提出しなければならない。裁判官は、差押えから48時間以内に決定を通知しなければならない。その間に通知がなければ、差押えは自動的に解除される

さらに、欧州人権条約の第8条の下で、私生活のプライバシーは保証されている。この条文によれば。

1. 誰もが自らの私生活と家族生活のために、自らの住居および通信を尊重する権利を有する。
2. 公的機関によってこの権利の行使が阻害されてはならない。ただし、法に従う場合、および国家安全保障、国家の公衆安全または経済的幸福、混乱または犯罪の防止、衛生または道徳の保全、他者の権利または自由の保護のために民主主義社会において必要とされる場合は、その例外とする。

捜索令状については、刑事訴訟法第5271号の第119条に規定されており、模倣行為の取り締まりに関する警察の役割を以下のように定めている。

1. 保安部隊の隊員は、裁判官の命令に従い捜索を実施しなければならない。ただし遅延による危険が生じる場合は、検察官の書面による命令に従い、検察官と連絡が取れない場合は保安部隊の上官の書面による命令に従ってこれを実施しなければならない。ただし、私的な住居、事業所、および公共に開放されていない他の施設における捜索は、裁判官の命令によって、または遅延による危険が生じる場合は、検察官の書面による命令に従って実施しなければならない。保安部隊の上官の書面による命令によって実施された捜索の結果は、直ちに検察官の事務所に通知しなければならない。

2. 搜索令状または命令には、以下を明示しなければならない。
 - a) 搜索の根拠となる行為
 - b) 搜索が行われる対象となる人物、住居もしくは搜索対象地の住所、または搜索対象物
 - c) 搜索令状または命令の有効期限
3. 搜索を実施した担当者の公的な身元を、搜索後に作成する書類に記載しなければならない。
4. 私的な住居、事業所、および公共に開放されていない施設における搜索を、検察官の立ち会いなく実施する場合は、搜索の実施権限を満たすために、当該地区の地域評議会のメンバー2名、または隣人2名が立ち会わなければならない。

警察は、個人、車両、私文書、および個人の所有物を搜索することが可能であり、差し迫った危険または犯罪行為を防ぐため、治安裁判所からの命令に従い、もしくは緊急の措置が必要な場合は上官からの命令に従い、犯罪の証拠を確保するために必要な措置を講じ、刑事訴訟法第 5271 号の規定に従い必要な手続きを実施する。

トルコ法には、予防的搜索と通常の搜索の2種類の搜索がある。予防的搜索は、潜在的な犯罪を防止するための定期的な搜索であり、一方、通常の搜索は被疑者の確保、または差押えの対象となる証拠の取得を目的としている。搜索対象は、私有財産、職場、人物や製品の場合がある。このため、知的財産法の範囲に当てはまる搜索は、搜索である。

差押え令状は、刑事訴訟法第 5271 号の第 127 条によって、以下のとおり規定されている。

1. 差押えは、裁判官の決定に従い保安部隊の隊員によって実施することができる。ただし、遅延によるリスクがある場合は、検察官の書面による命令に従って、また検察官と連絡が取れない場合は保安部隊の上官の書面による命令に従ってこれを実施することができる。
2. 差押えの記録には、保安部隊の隊員の公的な身元を記載しなければならない。

3. 裁判官による令状がなく差押えを実施する場合、差押えの事実を 24 時間以内に司法管轄権を有する裁判官に提出しなければならない。裁判官は、差押え行為から 48 時間以内に自らの決定を開示しなければならない。その間に開示がない場合、差押えは自動的に無効となる。
4. 所有する物品またはその他の財産を差し押さえられた個人は、裁判官にこの件に関する命令の発行をいつでも要求することができる。
5. 差押えは、悪影響を受け、損失を被る当事者に遅滞なく通知しなければならない。通知には、その物品がどの当局の決定によって差し押さえられるのかが示される。この条文の第 1 項によれば、裁判官が差押えを決定することとなっている。しかし、差押えは証拠の保護の点において重要であるため、遅延がある場合には検察官が差押え命令を下すことも可能である。差押えに関連する手続きを実行する法執行官の身元は、書類に記載しなければならない。検察官の決定に関する書面による命令は、裁判官の承認を得るために 24 時間以内に提出しなければならない。第 1 項にはさらに、差押えの決定が裁判官に申請された後、裁判官は差押えから 48 時間以内に自らの決定を下さなければならず、差押えは自動的に発動される、と規定されている。

上記に鑑み、捜索令状および差押えの決定は、侵害行為、中でも特に知的財産法における模倣行為を阻止および防止するために重要な役割を果たしている。これらの決定は、申立てに応じ検察官によって請求され、治安裁判所によって命令され、警察によって執行される。ただし、一部の例外的な緊急案件の場合、特に知的財産侵害犯罪が密輸やその他の財政的犯罪など、職権による捜査対象となる犯罪と共に行われた場合、警察が製品を差し押さえることが可能であり、その場合、差押えは IPR 所有者が訴訟を提起し、その後差押えが裁判所命令によって承認された場合にのみ継続する。

(2) 強制捜索の手続き

a. 必要な書類、強制捜索前の手続き、強制捜索後の手続き、廃棄、罰金、手数料、預託費用、代理人手数料、手続きのフローチャート

以下は、強制捜索の手続きと詳細を示すチャートである。

検察官への訴訟請願書
提出

- 詳細な訴訟請願書の準備、地方検察官への訴訟請願書提出、収集した証拠と相手方の侵害行為に関する検察官への伝達、治安裁判所に捜索および差押え命令を職権により要求するように検察官を説得

捜索および差押え
命令の取得

- 検察官は提出された訴訟請願書を治安裁判所に職権によって送付し、訴訟申立てに記載された住所における捜索および差押え命令を請求する。
- 治安裁判所は、職権によって訴訟請願書に記載された訴えおよび検察官の要請を検討し、検察官によって要請された捜索および差押えの承認決定を命令する。
- 治安裁判所からの職権による承認決定の受領を受け、検察官の事務官は、関連する警察署に対して令状を作成し、捜索および差押え命令と訴訟請願書について伝達する。

警察による強制捜索の
手配

- 検察官の命令に記載された関連する現地警察署に連絡を取り、警察署と共にその都合に合わせ強制捜索の日程を計画する。強制捜査の対象となる相手方の電話番号を警察署に伝達する。

警察強制捜索への立会い

- 権利所有者または原告の代理人は、関連する現地警察署の警察官と共に、検察官の命令に記載された期限内（延長不可）に強制捜索に立ち会う。
- 警察は、相手方の施設に申立ておよび捜索・差押え命令について伝達する。警察は、対象施設において「捜索・差押え」命令を実行し、全ての製品の数を確認し、明細書に記録する。
- 警察は、商標の付された各製品のサンプルを取得し、検察官の事務所へ持ち込む。残りの製品は、相手方の管理下、または原告の弁護士の管理下に置かれる。

警察署訪問

- 警察強制捜索段階が終了すると、警察は当時者（原告および相手方の弁護士）を警察署に招集する。
- 警察は、相手方施設における捜索に立ち会った人の供述を取る。

強制捜索後の手続き

- 検察官は、専門家にファイルを送達し、差し押さえた製品が模倣品かどうか確定するため、差押え品と純正品を比較した報告書の発行を依頼することができる。入手した専門家報告書と差し押さえた製品の物量に従い、検察官は調査段階において裁判所に廃棄命令の発行を要請することができる。

知的財産法の第 30 条は、翻案または混同を通じて他当事者の商標権を侵害することによって物品の製造またはサービスを提供する者、それらの物品について販売または売り出し、輸入または輸出、商業目的のための購入、所有、輸送または保管する者は、1年から3年の懲役および 20,000 トルコ・リラ以下の罰金の判決を下される、と規定している。

刑事訴訟法第 5271 号の第 119 条によれば、搜索令状にはその令状の有効期限を記載しなければならないとされている。このため、強制搜索手続きの期間は令状の有効期限によって異なる。実際には、治安裁判所が下す搜索命令の有効期限は、通常 24 時間、3 日間または 5 日間である。この場合、権利所有者またはその代理人は、決定日から指定された期間内の間に警察強制搜索を計画・完了する必要がある。

通常、警察強制搜索の段階では、特別な公式申請手数料は必要ない。これは、刑法の規定の一部として、国が原告のために司法費用を負担することになっているためである。

(3) 警察による実際の捜査

各県の警察局には、模倣行為および海賊行為を取り扱う、より専門化された支局である保安支局が存在する。最近、この支局は、大規模な侵害行為について、同時に複数の強制搜索実施を支援することに成功した。こうした支局の確立によって、知的財産侵害に関する犯罪について、より経験豊富な部門を擁することが可能になる。

2017 年 6 月、イスタンブール保安支局は、1 回の強制搜索によって約 210 万個の偽造バッグを差し押さえた。

(4) 刑事訴訟手続き

a. 調停

検察官が事案に関する調停人を指名すると、調停人は調停事務所を通じて当事者らに和解を持ちかける。調停人は、当事者らに連絡を取って和解を望むかどうかを問い合わせ、当事者らが和解を望む場合はその合意の条件を確認する。

手続きが完了すると、調停人は検察官に報告書を送付する。結果が不調に終わった場合、検察官は刑事訴訟手続きを進めるため起訴状を発行する。

b. 検察官による起訴状

検察官に訴訟請願書が提出されると、十分な証拠が存在すれば、検察官は管轄刑事裁判所に刑事訴訟を提起する資格を与えられる。

当事者らは、当該事案について模倣品に対する刑事訴訟を進めるという検察官の決定（起訴状）の通知を受ける。このため、検察官は、原告の知的財産権が法律による保護の対象であり、相手方による模倣行為が原告の知的財産権侵害に該当するという根拠に基づき、捜査記録を管轄刑事裁判所に送達する。

これに従い、当事者らは、刑事裁判所から第1回公判への招集通知を受ける

c. 訴訟参加

刑事訴訟を起こすために十分な証拠に基づき、検察官によって刑事訴訟が提起されると、原告は訴訟手続きに参加することが可能になる。訴訟参加は、裁判所への書面または口頭による要請によって有効とすることができる。このような場合、原告は全ての訴訟手続きに参加することができる。

d. 専門家による調査

係争物が知的財産権に関連する刑事訴訟においては、裁判所は模倣品を純正品と比較して製品を評価するために専門家を指名し、捜査記録を引き渡す。

専門家報告書の通知を受けた後、報告書の内容に不服を持つ当事者は、期限内に専門家報告書への異議を申し立てる権利を有する。裁判所は、その要求を却下するか、またはその代わりに捜査記録を新たな専門家に託すか、もしくは元の専門家に追加の専門家報告書を要求することができる。

e. 最終公判および評決

当事者の供述、入手した専門家報告書により捜査記録の審査を終えると、裁判所は最終公判において判決を下し、公判に出席している当事者には口頭で伝達する。最終公判に出席していない当事者には、裁判所から決定を送達する。

f. 控訴

控訴は、判決が法に違反しているという根拠においてのみ申請することが可能である。当事者は、裁判所からの決定通知を受けてから7日以内に、控訴裁判所および最高裁判所に控訴を申請する資格を有する。

調停段階から最終公判および判決段階にまで至る刑事裁判の完結には、裁判所の決定通知を受け、いずれの当事者も控訴を申請しない場合は、通常1.5年間を要する。いずれかの当事者が控訴裁判所および最高裁判所に控訴を申請した場合、刑事裁判の期間は通常さらに1年間追加される。

模倣品の廃棄にかかる費用は、製品の品質と数量によって異なる。廃棄費用は、製品の所有者が負担する。

(5) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言

一般的に、代理人または権利所有者が、検察官および治安裁判所の裁判官による検討用に、訴訟請願書と共に強力かつ具体的な証拠を提出した場合、好ましい結果が得られる傾向がある。前述のとおり、このような相手方の侵害行為を証明する証拠を提出することが、検察官へ訴訟請願書を提出する際に重要となる。

代理人または権利所有者には、トルコの公証人を通じて証拠を入手する機会がある。公証人は、相手方によるオンライン使用の明細を発行することができるオンラインシステムを有している。このため、公証人を通じて入手した証拠を提出することは、代理人または権利所有者が当局から捜索令状を取得する上で有用な手段である。

その一方、警察による強制捜索は、路上、バザールや大通りなど、同じエリアで同時に展開されれば、市場に非常に大きな影響を及ぼすことになることがわかる。

最近トルコの南部およびエーゲ海地域で実施された強制捜索の実例は、イスタンブール裁判所で訴状が受理されている場合でも、検察官が、主に証拠不足を理由に、犯罪の強制捜索の要求を拒否する裁量権を行使する可能性があることを示している。観光地域の地方検察官がこのような裁量権を行使することから、権利所有者は証拠の収集活動という形で民事ルートを活用し、その公式な証拠に基づいて訴状を再提出できることを学習した。証拠収集活動を通して収集された公式な証拠に基づいて訴状を再提出すれば、大抵は検察官に受理され、刑事訴訟手続きが開始される。